囲 2.4.2
962

我等はかゝる情勢を見るとき常に階級的立場を厳守しつゝ現実的闘争をなすべく指導方針とする日本鉱夫組合の勢力を此の常磐の地に確立することの急務なるを確信するものである。

我等は全日本の無産階級解放運動の一翼として、此の常磐の地に、三万の我等が兄弟を併合し日本鉱夫組合の旗の下に多数結集し輝く未来のためにあく迄闘かうことをこゝに宣言する。

常磐三万の我が兄弟よ!!!

今や我等無産労働大衆の堅き団結は絶対必要なる時となった!!!

我等の前途は光だ!!!

兄弟よ!!! 我が兄弟よ!!!

常磐地方聯合会の旗の下に集れ!!!

昭和二年五月二十日

日本鉱夫組合
常磐地方聯合会
創立大会

財團法人 協調會

五月廿五日付

日本鉱夫組合入山炭坑支部ノ脱退届提出ニ関スル件、

福島県下石城郡湯本町字湯本八番地所在日本鉱夫組合入山支部ニ於テハ過般労働争議解決後会社ガ組合ニ加盟セル鉱夫等ニ対シ切端（採炭スル場所）ヲシテ不利ニ変更セシムル等其ノ他陰険ニ壓迫的行動ヲ執リタル為メ組合員間不快ノ動揺ヲ来タシ殊ニ争議解決当時会社側ヨリ組合ニ交付セラレタル失業救済金四千円ノ配当ニ際シ解雇者四十五名中十二名ハ組合ヲ無視シテ勝手ニ会社ヨリ解雇手当ノ支給ヲ受ケタルトテ其ノ配当ヨリ除外セラレタル為メ彼等十二人組ハ組合ノ措置ニ対シ不快ノ感ヲ抱キ内訌ヲ生シツツアリタリ

然ルニ今般遂ニ早ク十二人ハ田中留吉、佐古、安孫子六之助、田野辺宗吉、小野寺健治郎ノ四名ヲ署名シ脱退届書ヲ提出セリ